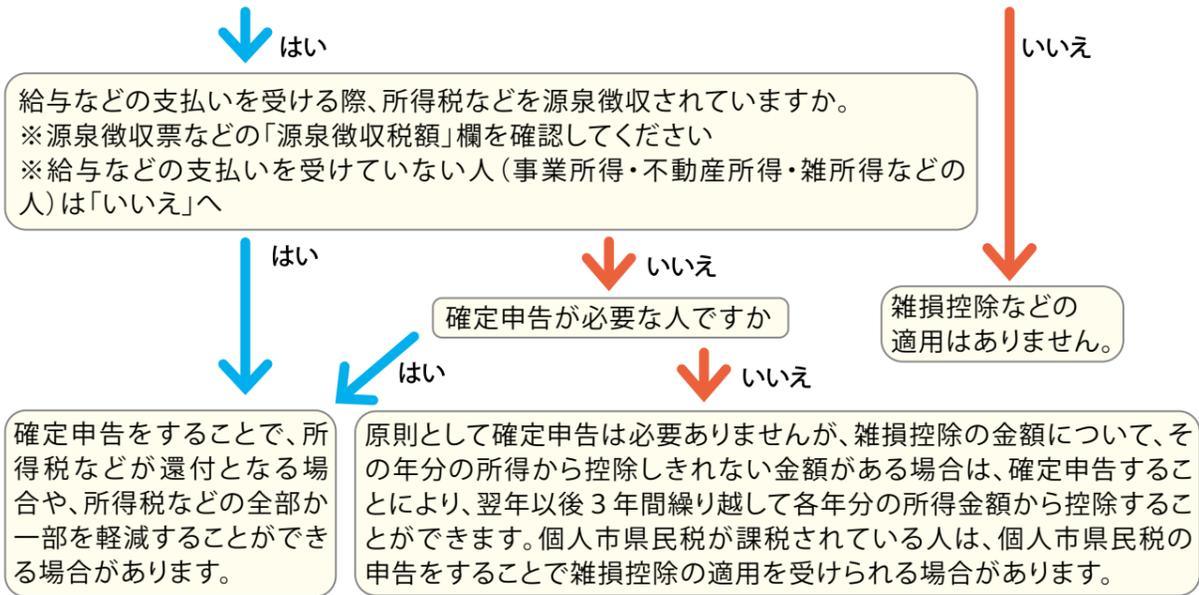


●自己判定チェック表

雑損控除が災害減免法の要件のいずれか(両方)に該当しますか?(不明な人は「はい」へ)



必要書類など

■昨年12月に実施した個別相談会の参加者

被災した住宅・家財等の損失額の計算書(個別相談会でお渡しした書類)

■昨年12月に実施した個別相談会に参加できなかった人

チェック	必要書類	具体的な書類など
<input type="checkbox"/>	り災証明書あるいは被災証明書	交付を受けている場合 ※交付を受けていないが損失額がある人は、被害状況が分かるもの(写真など)
<input type="checkbox"/>	被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積の分かるもの	工事請負契約書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税課税明細書など
<input type="checkbox"/>	被害を受けた家財などの取得時期、取得価額の分かるもの	売買契約書、領収書など
<input type="checkbox"/>	被害を受けた車両の取得時期、取得価額の分かるもの	売買契約書、領収書など
<input type="checkbox"/>	被害を受けた資産に係る修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かるもの	領収書、請求書、見積書など
<input type="checkbox"/>	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受けた場合(見込まれるものを含む)その金額が分かるもの	支払通知書、通帳の写しなど
<input type="checkbox"/>	生計を一にする親族に所得金額が38万円を超える人がいる場合、その人の平成30年分の所得金額が分かるもの	源泉徴収票、青色申告決算書・収支内訳書など

※該当するものを持参してください

※書類の流失などの理由により、必要書類がない人は、再発行可能な書類については再発行いただくなど、可能な限り相談に参考となる資料を収集して相談してください

申告書の作成は **国税庁ホームページ** **確定申告書等作成コーナー**で!!

画面の案内に従って金額を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

詳しくは **国税庁** で検索!

いつでもどこでも **スマホで申告!!**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

IDパスワード方式で手続きが完結 (ICカードリーダライタは不要)

税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知書を利用してe-Taxが利用できます。

所得税の確定申告

個人市県民税・国民健康保険税の申告

申告相談についての問い合わせ
倉敷税務署 (☎ 086-422-1201)、税務課市民税係 (☎ 8234)

所得税などの確定申告と個人市県民税・国民健康保険税の市内申告会場での相談期間は、2月14日(木)から3月15日(金)までです。9ページの日程表を参考に申告をしてください。

毎年、申告会場は混雑します。待ち時間短縮のため、事前に医療費の集計(医療費控除の明細書の作成)、農業所得などに係る収支内訳書などの作成をお願いします。

また、スムーズに申告を済ませるため、「申告の手引き」や国税庁ホームページなどを参考に申告書を自主作成し、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

西日本豪雨被災者の雑損控除などについて

西日本豪雨で資産(住宅、家財など)に損害を受けた人は、雑損控除などの適用により、所得税及び復興特別所得税、個人市県民税が軽減・免除される場合があります。

り災証明書(被災証明書含む)で、住宅や家財などに損害があることが確認できる人は、次の控除か減免措置のいずれかを受けられる場合があります。

損失額よりも受け取った保険金が多い場合は適用することができません。

■雑損控除

計算の結果、次の①か②のいずれかがプラスになる場合、多い方の金額(0円かマイナスの場合は該当しません)。

- ① 住宅や家財など^{*1}の損失額^{*2} - 所得金額の10分の1
- ② 損失額のうち災害関連支出の金額^{*3} - 5万円

■災害減免法

住宅や家財に受けた損失額^{*2}が、その価額の2分の1以上で、平成30年分の所得金額が1000万円以下。

※1 生活に通常必要な資産(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除く)

※2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる(または補てんされた)金額を控除した金額

※3 災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連したやむを得ない費用

控除・減免のよくある質問

- Q1** 豪雨により家屋が壊れましたが、保険会社から保険金を受け取りました。この場合、雑損控除を受けることができますか。
- A1** 壊れた家屋の損失額より受け取った保険金の方が多い場合は雑損控除を適用できません。
-
- Q2** 別居の父が所有する家屋が豪雨で床上浸水の被害を受けました。父は私の扶養親族です。私は雑損控除を受けることができますか。
- A2** お父さんはあなたの扶養親族なので、雑損控除を適用できます。
-
- Q3** 自家用車が水没しましたが、雑損控除の対象になりますか。被災証明書など、証明できるものはありますか。
- A3** 車両は、被災証明書などがなくても雑損控除の対象になります。損失の金額を確認する必要があるため、以下の書類を相談時に持参してください。
- ◇車両の取得価格、取得年月日、年式が分かる書類
 - ◇車両の修繕、除去などの支出をした場合、支出した内容と支払金額が分かる書類
- ※新しく購入した車両の購入費は、雑損控除の対象外です

申告相談の日程などは次のページに掲載されています